

## 令和8年度 税制改正大綱 ～所得税～

令和8年度税制改正大綱が公表されました。その改正内容のうち、所得税の改正の概要についてお知らせいたします。

### <所得課税>

- 合計所得金額が2,350万円以下の個人の基礎控除額が見直されます。
- 給与所得控除の最低保障額が見直されます。

### 物価上昇局面における基礎控除等の対応

#### (1) 見直しの基本的考え方

#### ① 物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設

所得税については、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると控除の実質的な価値が減少し、結果として、実質的な税負担が増加するという課題がある。

こうした課題に対応していくため、今後、次のような基本的考え方に基づいて基礎控除等を適時に見直すこととする。

- 基礎控除の本則部分については、見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率を乗することで調整する。
- 給与所得控除の最低保障額についても、基礎控除の本則と同様の措置を講ずる。
- 源泉徴収義務者等の事務負担に配慮し、見直しの結果控除額に端数が生ずる場合には万円単位で調整するとともに、見直し初年は、月次の源泉徴収等では対応せず年末調整からの対応とする。

令和8年度税制改正においては、令和8年・9年分所得に適用される控除額として、令和5年10月から令和7年10月までの2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率6.0%を踏まえ、基礎控除の本則については現行58万円を62万円に、給与所得控除の最低保障額については現行65万円を69万円にそれぞれ引き上げる。

個人住民税については、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、地方公共団体の意見を踏まえつつ、その非課税限度額や基礎控除等について必要な対応を検討する。令和8年度税制改正においては、給与所得控除の見直しについて対応することとする。

これらの引上げは、物価調整を行うものであることを踏まえ、特段の財源確保措置を要しないこととする。

また、従来、給付や負担の決定にあたって所得税及び個人住民税の所得・税額を参照してきた各種制度について、今後、所得税の基礎控除等が定期的に見直されていくことを踏まえ、見直し後の給付や負担の決定基準のあり方については、所管省庁において検討し、必要な対応を行う。

#### ② 「三党合意」を踏まえた更なる対応

令和7年度税制改正において恒久的な制度として措置された基礎控除の特例は、今後も生活保護基準額を勘案して見直していくことを基本とする。その上で、就業調整に対応するとともに、物価上昇の中で足元厳しい状況にある中低所得者に配慮して、課税最低限を昨年12月11日の自由民主党・公明党・国民民主党による三党合意の趣旨を踏まえた「178万円」に先取りして引き上げる。

具体的には、上記①による基礎控除等の引上げ後の課税最低限168万円と「178万円」との差である10万円について、

- 基礎控除の特例のうち現行37万円を5万円引き上げるとともに、対象者も給与収入200万円相当までから475万円相当までに拡大する。
- 給与所得控除の最低保障額も同様に5万円引き上げる。さらに、給与収入475万円相当から665万円相当までを対象としている現行10万円の基礎控除の特例を32万円引き上げる。

この②の引上げは、物価高で厳しい状況にある中低所得者に配慮したものであることや、給付付き税額控除の議論の中で中低所得者層の給付・負担のあり方を検討していくことを踏まえ、令和7年度改正において時限措置とされた基礎控除の特例を含め、令和8年・9年の時限措置として講ずる。

なお、今後、生活保護基準額が178万円に達するまでは、課税最低限178万円を維持しつつ、上記①の物価連動による基礎控除の本則部分と給与所得控除の最低保障額の引上げに依りて、同額を特例措置からそれぞれ振り替えていくこととする。

以上①及び②については、令和8年分の所得税及び令和9年度分の個人住民税から適用することとし、令和8年分所得への適用は、源泉徴収義務者等の事務負担に配慮し、年末調整からとする。

これらにより、全ての納税者の「所得税の負担開始水準」（「基礎控除」及び「給与所得控除」の合計額）は178万円以上となる。

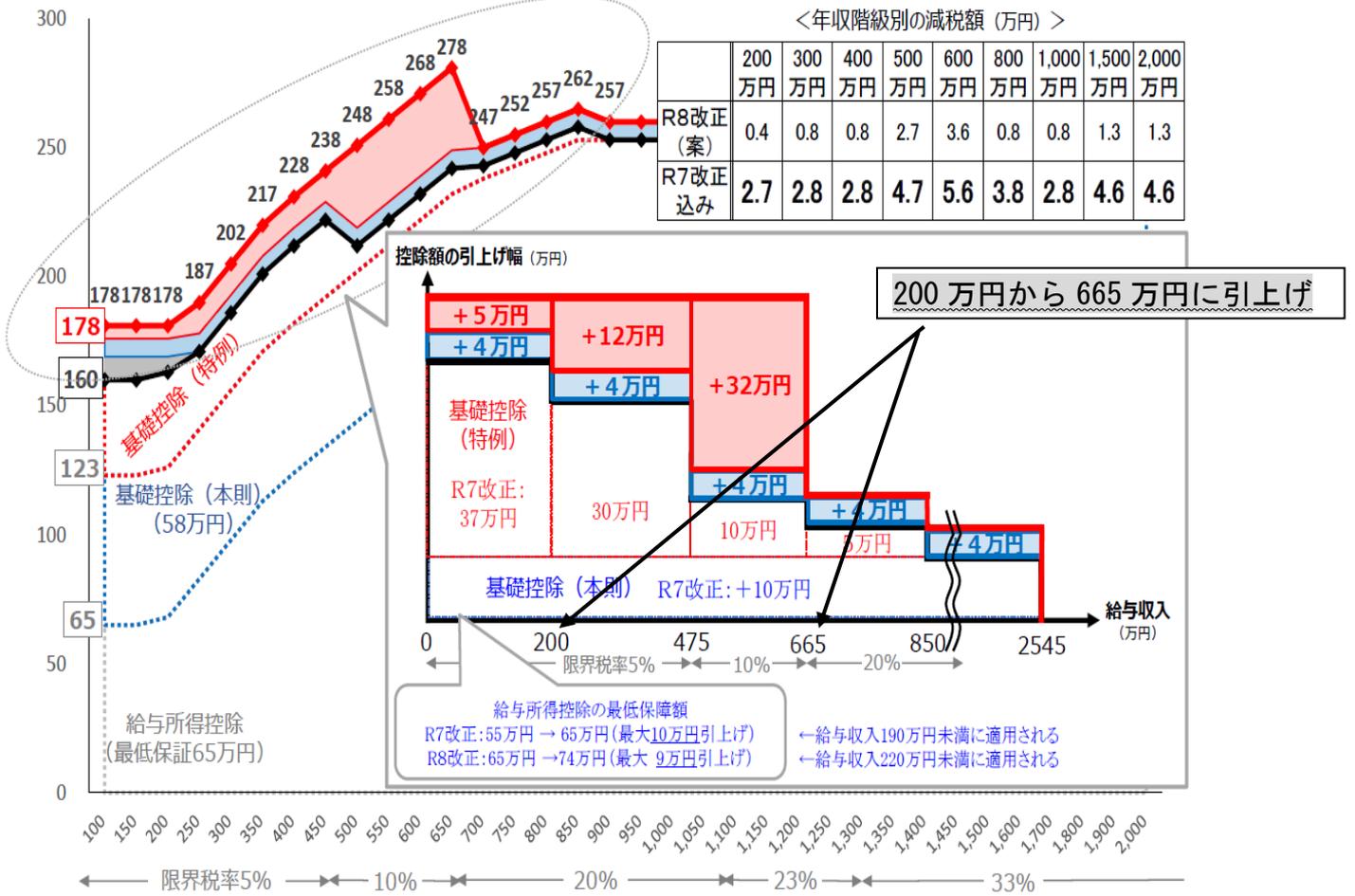
### ※ 消費者物価指数（総務省 統計局）

消費者物価指数は、全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定するものである。

家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によって、どう変化するかを指数値で示したもので、毎月作成している。

指数計算に採用している各品目のウエイトは総務省統計局実施の家計調査の結果等に基づいているが、品目の価格は総務省統計局実施の小売物価統計調査によって調査された小売価格を用いており、結果は各種経済施策や年金の改定などに利用されている。

## 基礎控除等の引上げ

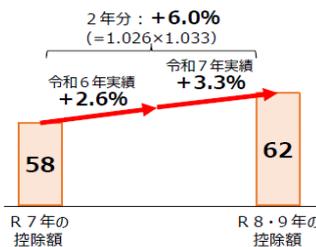


## 基礎控除の物価に連動した引上げルール (案)

### 【見直しルールの基本的考え方】

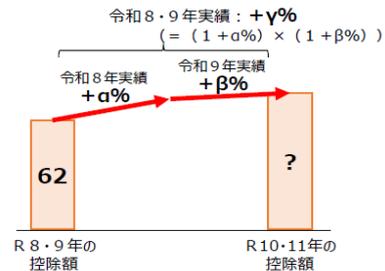
- 基礎控除の本則 (現行58万円) : 見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間のCPI (総合) 上昇率を乗ずることで調整。当年の年末調整から適用開始 (X年度税制改正の内容はX年の年末調整から)。
  - 給与所得控除の最低保障額 (現行65万円) : 基礎控除と同様。
- ※源泉徴収義務者の事務負担に配慮し、見直しの結果、控除額に端数が生ずる場合には万円単位とするとともに、見直し初年は年末調整で対応する。

### 【令和8年度税制改正】



令和8年度税制改正では、  
● 令和7年の控除額58万円に、令和6・7年のCPI (総合) の上昇率を乗ずることで、R8・9年分所得に適用される控除額を算出

### 【令和10年度税制改正】



令和10年度税制改正では、  
● 令和8・9年の控除額62万円に、令和8・9年のCPI (総合) の上昇率を乗ずることで、R10・11年分所得に適用される控除額を算出

※CPI(総合)の上昇率について、「令和7年」とは、R5.11-R6.10平均～R6.11-R7.10平均の上昇率を意味する。

## 1 基礎控除の見直し

<改正前>

合計所得金額	本則	特例（加算分）	加算後
132万円以下	58万円	+ 37万円	96万円
132万超 336万円以下		+ 30万円	88万円
336万超 489万円以下		+ 10万円	68万円
489万超 655万円以下		+ 5万円	63万円
655万超 2,350万円以下		0円	58万円



<改正後>令和8年・令和9年

合計所得金額	本則	特例（加算分）	加算後
132万円以下	62万円	+ 42万円	104万円
132万超 336万円以下		+ 42万円	104万円
336万超 489万円以下		+ 42万円	104万円
489万超 655万円以下		+ 5万円	67万円
655万超 2,350万円以下		0円	62万円

※改正後の本則部分については、直近2年間の消費者物価指数の上昇率に基づき、2年ごとに見直されます。  
合計所得金額2,350万円超の基礎控除額の改正はありません。

## 2 給与所得控除の最低保証額の見直し

給与所得控除	改正前	改正後		
		本則	特例（加算分）	加算後
最低保障額	65万円	69万円	+ 5万円	74万円

※改正後の本則部分については、直近2年間の消費者物価指数の上昇率に基づき、2年ごとに見直されます

## 3 合計所得金額要件等の見直し

	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件	58万円以下	62万円以下
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額要件	58万円以下	62万円以下
勤労学生の合計所得金額要件	85万円以下	89万円以下

## 4 ひとり親控除の見直し

	改正前	改正後
控除額	35万円	38万円